

○幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

この要項に定める公募型プロポーザルは、幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務を委託するにあたり、広く技術提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務

(2) 業務内容

「幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月17日(月)まで

(4) 委託上限額

79,134,000 円以内（消費税含む）

※上記の上限額は予定価格を示すものではない。

3. 設計者選定の概要

(1) 業務名称

幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務

(2) 方式

公募型プロポーザル方式で行い、プロポーザル審査は2段階で行う。

【一次審査】

参加表明書等の書類審査を行い条件に適合する参加者について、参加表明書評価基準に基づき評価し、評価点の高い順に二次審査の参加要請者を5者程度選定する。

【二次審査】

技術提案書についてプレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、最優秀者を1者選定する。

(3) 選定委員会

設計者の選考は、別に定める幌延中学校区小中一貫校建設基本設計業務公募型プロポーザル選定委員会設置要領により設置する「幌延中学校区小中一貫校建設基本設計業務公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の評価に基づいて行う。

(4) 設計者選考のスケジュール（予定）

内 容	日 程
プロポーザル実施公告	令和6年7月1日(月)
実施要領等の配布期間	令和6年7月1日(月) ～ 5日(金)
参加表明書等に関する質問書の提出期限	令和6年7月5日(金)
参加表明書等に関する質問に対する回答	令和6年7月9日(火)
参加表明書等の提出期限	令和6年7月12日(金)
一次審査（書類審査）	令和6年7月16日(火) ～ 26日(金)
一次審査結果通知	令和6年7月29日(月)
一次審査非選定理由の説明請求受理期限	令和6年8月1日(木)
一次審査非選定理由の回答期限	令和6年8月5日(月)
技術提案書に関する質問書の受付期間	令和6年8月7日(水)
技術提案書に関する質問に対する回答	令和6年8月9日(金)
技術提案書の提出期限	令和6年8月20日(火)
二次審査（プレゼン、審査）	令和6年8月22日(木) ～ 23日(金)
二次審査結果通知	令和6年8月26日(月)
二次審査非選定理由の説明請求受理期限	令和6年8月29日(木)
二次審査非選定理由の回答期限	令和6年8月30日(金)
業務委託契約の締結	令和6年9月6日(金)頃予定

4. 参加資格

(1) 基本的要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下、「参加希望者という。」）は、次のいずれにも該当する者とする。

- ① 公募の日において、幌延町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、本社、支店等が北海道内にあること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- ④ 幌延町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者、又は、民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(2) 資本関係及び人的関係に要する要件

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係のないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ア) 親会社等「会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう」と子会社等（同上第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう）の関係にある場合。
- イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
- イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合。
- ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

(3) 業務実施体制に関する要件

参加表明書等に表示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ① 再委託の内容が主たる部分の場合（建築総合）。
- ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(4) 参加表明者の同種業務及び類似業務の実績に要する要件

下記に示される同種業務等について、2008 年 4 月 1 日以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において 1 件以上の実績を有すること。

- ① 同種業務：学校（学校教育法第 1 条で定められた学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、義務教育学校（小・中一貫校、中等教育学校（中・高一貫校）の新築又は改築又は増築に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有するものであること。
- ② 類似業務：延べ面積が 1,000 ㎡以上の公共施設の新築又は改築に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有するものであること。

(5) 地域精通度に要する要件

下記に示される公共施設設計について 2008 年 4 月以降公示日までに完了した業務において 1 件以上の実績を有すること。

- ① 幌延町発注の新築又は改築又は増築又は改修の基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有するものであること。
- ② 宗谷・留萌・上川管内地方公共団体（幌延町を除く）発注の新築又は改築の基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有するものであること。

なお、施設規模は延べ面積 500 ㎡以上の公共施設とする。

5. 業務上の条件

- (1) 管理技術者は一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び建築総合主任技術者は、提出者の組織に所属していること。
- (3) 管理技術者及び記載を求める主任技術者はそれぞれ 1 名であること。

- (4) 管理技術者が記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- (5) 主たる担当業務分野である建築総合は再委託しないこと。
- (6) 管理技術者及び建築総合主任技術者は 2008 年 4 月以降に同種又は類似業務に携わった実績があること。
- (7) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計事務所等が国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (8) 記載を求める各分担業務における各主任技術者の資格要件
- 建築総合主任技術者：一級建築士
 - 建築構造主任技術者：構造設計一級建築士もしくは一級建築士
 - 電気設備主任技術者：設備設計一級建築士もしくは建築設備士
 - 機械設備主任技術者：設備設計一級建築士もしくは建築設備士
- 注 1)「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 注 2)「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

6. 一次審査

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」いう。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(2) 提出書類

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 企業の業務実績（様式 2）
- ③ 業務実施体制（様式 3）
- ④ 予定管理技術者の経歴等（様式 4）
- ⑤ 予定主任技術者の経歴等（様式 5）
- ⑥ 協力事務所の名称等（様式 6）

(3) 提出期限

令和 6 年 7 月 12 日(金) 午後 4 時まで

(4) 提出場所

〒098-3207
天塩郡幌延町宮園 1 番地
幌延町教育委員会
電話 01632-5-1117

(5) 提出部数

1 部

(6) 提出方法

持参又は郵送によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）
なお、郵送については提出期限に必着のこと。

(7) 参加表明書記載要領

参加表明書に添付する資料は、別添の書式に基づき作成することとし、用紙の大きさは、特記なき限り A 4 判縦とする。

(8) 技術提案書提出者の選定

一次審査として、5 に定める業務上の条件を満たしているかを確認するとともに、参加表明書提出者が多数の場合は、「幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務公募型プロポーザル参加表明書評価要領」により評価し、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として、5 者程度を選定する。なお、提出者が 1 者の場合でも受付・審査を行う。

(9) 審査結果の通知

技術提案書提出者を選定したときは、令和6年7月29日(月)に選定結果通知書を電子メール及び文書により通知する。

なお、非選定の通知を受けたものは、通知の日の翌日から起算して3日（休日を含まない）以内に、書面（様式は任意とするが、住所、商号又は名称、代表者指名を記入し押印のこと。）を持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するよう発送した上で、到着確認を行ってください。）することにより、町に対して非選定理由について説明を求めることができる。

7. 二次審査

(1) 技術提案書の提出

一次審査により選定された二次審査候補者は、次のとおり書類を提出すること。

(2) 提出書類

- ① 提出意思確認書（様式15）
- ② 技術提案書（様式7）
- ③ 技術提案説明書（様式8、様式9、様式10、様式11）

(3) 提出期限

令和6年8月20日(火) 午後4時まで

(4) 提出場所

〒098-3207
天塩郡幌延町宮園1番地
幌延町教育委員会
電話 01632-5-1117

(5) 提出部数

様式7 原本1部
様式8・9・10・11 11部

(6) 提出方法

持参又は郵送によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。
なお、郵送については提出期限に必着のこと。

(7) 技術提案書作成方法

技術提案書の提出を要請された者（以下「技術提案者」という。）は、次の①～②について提出すること。なお、提出書類について、本要項及び別添の所定様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする場合がある。

① 本業務に対する取組姿勢及び実施方針についての提案

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、工程計画、特に重視する設計上の配慮事項（特定テーマに記載する内容を除く）、その他業務実施上の配慮事項等を簡潔に記載する。この際、提出者を特定することが出来る内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

② 特定テーマ

特定テーマ1：地域と連携して子どもたちを育む施設について

（学校と家庭と地域との連携・協働を図ることができるエリアの確保や「場」のある施設）

特定テーマ2：小中一貫校の9年間を通した児童生徒の学びのつながりや学年を超えた交流を意識したプランニングについて

特定テーマ3：カーボンニュートラル及び木質化実現に向けた有効な建築計画について

※記入上の注意事項

- 用紙サイズは、様式7はA4判縦使いとし、様式8～様式11はA4判縦使いとする。
- 技術提案説明書（様式8～様式11）は（7）に示した項目順に記入し、各項目片面1枚以内とする。
- 視覚的表現については、文書を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図等は使用できるが、設計内容が具体的に表現された設計図面、パース（透視図）、模型、模型写真を使用してはならない。
なお、表現の許容範囲については、別表を参照のこと。
- 技術提案は、提案技術者1者につき1つ限りとする。
- 技術提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。

(8) ヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所等は、技術提案書の提出者に対し別途通知する。

① 実施方法

- ☐ 1者ずつの呼び込み方式として、1者の説明時間は20分、質問時間15分の計35分とする。
- ☐ 技術提案書追加資料の配布は禁止とする。
- ☐ ヒアリング等審査でのパソコンの使用は可能とするが、使用する場合は会場にパソコンを持参すること。(会場にはプロジェクター及びスクリーンは用意する。)
なお、パソコン設置準備時間は持ち時間から除外する。
- ☐ ヒアリング等審査の説明者は、管理技術者を含めて3名以内とする。また、管理技術者の代理出席は認めない。
- ☐ 欠席をした場合は、技術提案書の審査、評価及び特定から除外する。
- ☐ ヒアリング等審査は非公開とする。

(9) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、令和6年8月26日(月)に技術提案者全員に対し、審査結果を電子メール及び文書により通知するものとする。

なお、非選定の通知を受けたものは、通知の日の翌日から起算して3日(休日を含まない)以内に、書面(様式は任意とするが、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと。)を持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送した上で、到着確認を行ってください。)することにより、町に対して非特定理由について説明を求めることができる。

(10) 技術提案書の評価方法

「幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務公募型プロポーザル技術提案書評価要領」により評価を行う。

(11) 受託候補者の特定

- ① 選定委員会において、書類審査及びヒアリング等審査の評価により、各選定委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を委員会の合議の上、受託候補者として特定する。
- ② 評価点の合計が同点となる者が2人以上あるときは、委員会の合議により順位を決定する。

(12) 審査結果の公表

受託候補者を特定した際の公表基準は、次のとおりとする。

- ① 次に掲げる事項は公表する。
 - ☐ 受託候補者の名称・総合評価点・特定理由
- ② 次に掲げる事項は公表しない。
 - ☐ 委員会及びヒアリング等審査の議事録
 - ☐ 各選定委員の採点結果
 - ☐ 受託候補者以外の技術提案者の名称及び評価点

8. 質問の受付及び回答

- (1) 参加表明書及び技術提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。(電話等での質問には応じない)

① 提出書類

質問書(様式12)

② 提出期限

ア) 参加表明書に関する質問

令和6年7月1日(月) ～ 令和6年7月5日(金) 午後4時まで

イ) 技術提案書に関する質問

令和6年7月29日(月) ～ 令和6年8月7日(水) 午後4時まで

③ 提出場所

幌延町教育委員会

電話：01632-5-1117

電子メール：sogaku@town.horonobe.lg.jp

④ 提出方法

電子メールにより提出すること。

但し、電子メールの場合は、電話連絡の上、提出すること。

(2) 質問書の回答は、質問者及び技術提案者全てに対し、

〔 参加表明書に関する質問の回答：令和6年7月9日(火)
技術提案書に関する質問の回答：令和6年8月9日(金) 〕

までに電子メールにより回答する。

併せて、幌延町公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

なお、回答書に記載した内容は、実施要領の追加又は修正として取扱うものとする。

9. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

10. その他

(1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語によるものとする。

(2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 契約の締結

① 当該業務について受託候補者と協議を行い、内容についての合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

② 当該業務による建築形態が確定後に、必要に応じて受託候補者と協議を行い、契約額を変更する場合がある。

③ 契約保証金は免除する。

(4) 技術提案書の取扱い

① 提出された技術提案書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

② 提出された技術提案書は、返還しない。

③ 提出された書類等の著作権は、原則として参加希望者及び技術提案者に帰属するものとする。

④ 町は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された技術提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

⑤ 町は、技術提案者から提出された技術提案書等について幌延町情報公開条例（平成13年条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示できるものとする。

別表

幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務公募型プロポーザルの実施において「許容される表現の例」及び「許容されない表現の例」を次に表記する。

(1) 平面イメージ図

許容される表現の例

(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)

許容されない表現の例

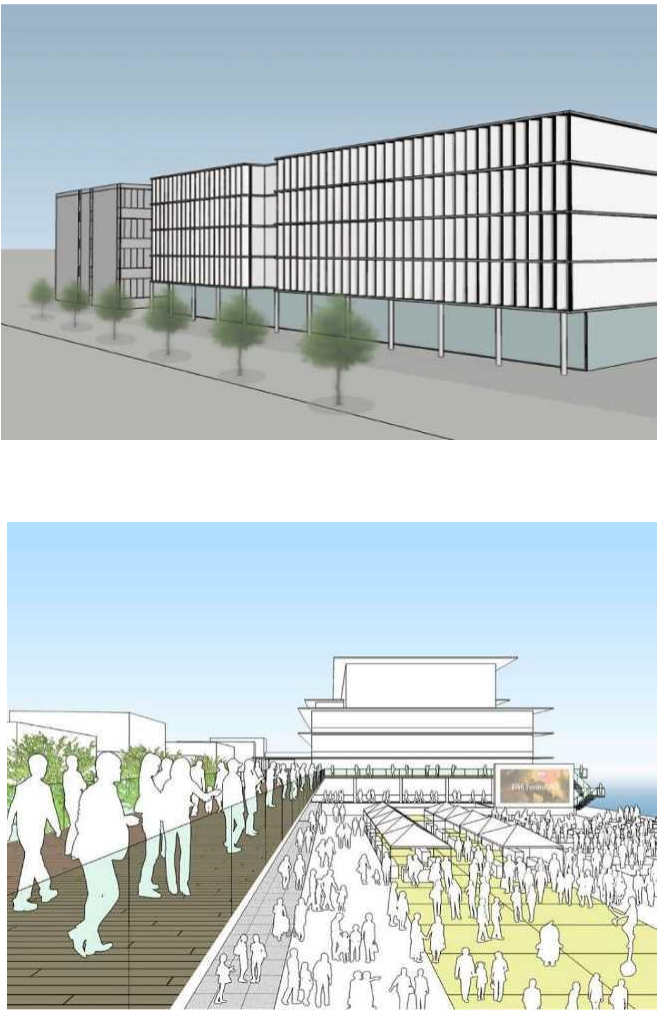
大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。

建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。

必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。

また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。

(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。 建物の配置やボリュームが表現されていてよい。 簡易なファサードの表現がされていてよい。	簡易でないファサードの表現。 例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。

(3) 配置イメージ図

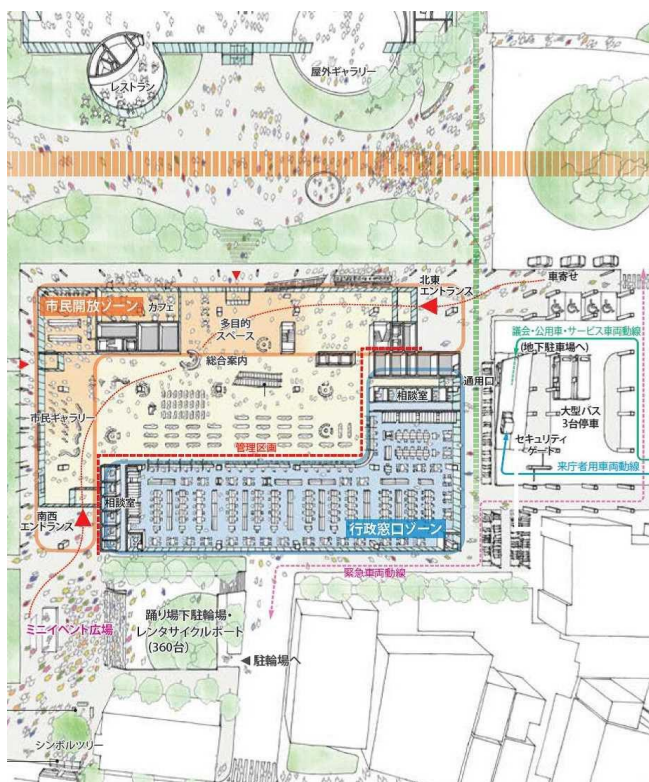
許容される表現の例



(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)

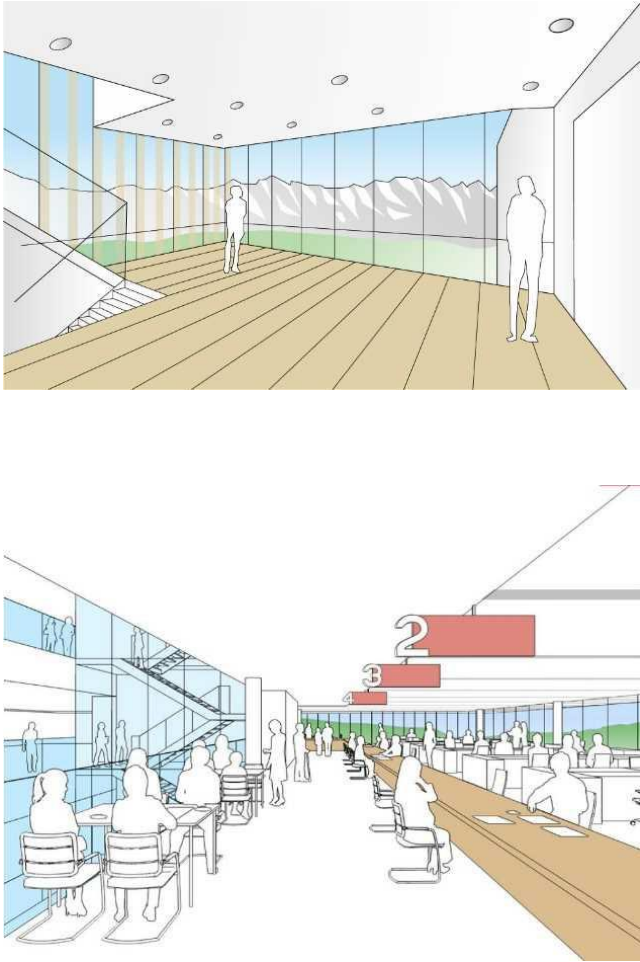
敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。

許容されない表現の例



建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に該当するもの。屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの。

(4) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。 内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。	仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。